

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方を保護し、支援する人(成年後見人等)を選ぶことで、本人の権利を守る制度です。

法定後見制度

本人の判断能力が…

常に欠けている

通常、日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わって行ってもらう必要がある人。



著しく不十分

日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為は常に他人の援助を受ける必要がある人。



不十分

重要な財産行為について、自分で適切に行うことができるか心配な人。



家庭裁判所に申立て

後見人 選任

保佐人 選任

補助人 選任

任意後見制度

本人の判断能力があるうちに
〈任意後見契約〉



判断能力が低下

任意後見監督人 選任

新潟市成年後見支援センター

(この事業は、新潟市からの委託により実施しております)

〒950-0909 新潟市中央区八千代1丁目3番1号 新潟市総合福祉会館1階

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(土日、祝日及び年末年始はお休みになります)



新潟市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
きらりん

025-248-4545
FAX.025-243-1217

新潟市社会福祉協議会ホームページ
<http://www.syakyo-niigatacity.or.jp/>

- 総合福祉会館までの行き方………
- [徒歩] 新潟駅万代口から15分(約600メートル)
- [バス/新潟駅万代口から] 水島町線県庁前経由美咲合同庁舎行「総合福祉会館前」下車
- バスセンターから10分(約400メートル)
- 新大病院線川端町経由新大病院行「新潟万代病院前」下車
- 八千代橋線附船町経由入船営業所行「新潟万代病院前」下車



新潟市

成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため、自分ひとりでは契約や財産の管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」利用の相談、助言を行います。



物忘れがあり、
財産管理が
うまくできない。



福祉サービスや
施設入所の
契約内容が
理解できない。

知的障がいのある
子を見守る親族
がいなくなった
後が心配。



成年後見制度
についてくわしく
知りたい。



このようなときは、お気軽にご相談ください。

025-248-4545

このようなときには お気軽にお電話ください。

親亡き後、障がいのある子どもの生活が不安です。

離れて暮らす親が同じ物を大量に買うようになった。

買い物のときにおつりの計算ができなくて困っている。



身寄りのないひとり暮らし。財産の管理ができなくなった。

銀行から「後見人が必要」と言われた。

夫婦2人暮らし。福祉サービスの契約内容が理解できない。



親族後見人になったけど、どうしたらよいかわからない。

成年後見制度ってなあに？

成年後見制度について、どこで詳しく聞けるの？



後見人って誰でもなれるの？

自分でも後見人として活動ができるかな？

どうすれば市民後見人になれるの？

にい がた し せい ねん こう けん し えん 新潟市成年後見支援センターの業務

「成年後見制度」の利用を支援します。

●相談(無料)

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。「成年後見制度」を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。また、必要に応じて関係機関をご紹介します。相談の予約は必要ありません。

【受付時間】
月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土日、祝日及び年末年始はお休みになります)

●専門家による相談………
「成年後見制度」の専門家である弁護士、司法書士がセンターで相談にお応えします。事前に電話でご連絡ください。

【相談日・時間】
●弁護士相談 (偶数月) : 第3木曜日 午後2時～午後4時
●司法書士相談 (奇数月) : 第3木曜日 午後2時～午後4時



●「成年後見制度」の普及・啓発

「成年後見制度」をより多くの方に知っていただくための講演会・出張相談会などを開催し、「成年後見制度」への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。市民の皆さんや関係機関の方々に広く情報を発信していきます。



●市民後見人の養成と活動の支援

●市民後見人養成研修の開催
「成年後見制度」の利用が増える中で、その担い手が不足しています。そこで、後見業務の新たな担い手として専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)、親族以外の市民の方に研修を行い、「市民後見人」を養成します。

●市民後見人の活動支援
「市民後見人」の後見活動について相談を受けたり、活動の支援をします。

「市民後見人」とは弁護士・司法書士などの資格を持たなくても社会貢献への意欲が強く、研修などにより成年後見について一定の知識・態度を身につけた一般市民による後見人候補者です。

